

第 1 4 回 厚生科学審議会医薬品販売制度改革検討部会 議事次第

○日 時 : 平成 1 7 年 5 月 2 0 日 (金) 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0

○場 所 : 弘済会館 4 階 萩の間

○議 題 : 「医薬品販売における情報通信技術の活用等」について

○資 料 :

1 - 1 . 検討項目 5 「消費者への周知等」、検討項目 6 「情報通信技術の活用」及び検討項目 8 「その他 (インターネット販売、特例販売業等のあり方)」について

1 - 2 . 検討項目 3、4 及び 5 に関する第 1 3 回部会での発言等の整理

○委員提出資料

(参考資料)

1. 医薬品販売制度改革検討部会委員名簿
2. 医薬品販売制度改革に関する論点の整理
3. 今後の医薬品販売制度改革検討部会の論点審議予定

第14回厚生科学審議会 医薬品販売制度改正検討部会	資料
平成17年5月20日	1-1

検討項目5「消費者への周知等」、検討項目6「情報通信技術の活用」及び検討項目8「その他（インターネット販売、特例販売業等のあり方）」について

医薬品販売制度改正検討部会において整理された検討項目5「消費者への周知等」、検討項目6「情報通信技術の活用」及び検討項目8「その他（インターネット販売、特例販売業等のあり方）」を議論するにあたり、詳細に検討する必要がある事項や留意する必要がある事項等について、次の頁以降、各論点ごとに掲げた。

《目次》

1. 消費者への周知等	
(論点19・論点23)	1 頁
(論点20)	7 頁
(論点21)	10 頁
(論点22)	16 頁
2. 情報通信技術の活用	
(論点24)	19 頁
3. その他	
(論点25)	21 頁
(論点26)	25 頁

1. 消費者への周知等

(論点19) 医薬品の効能効果、副作用の情報等について、消費者（国民）にどのように普及啓発していくか。

(論点23) 消費者の適正使用を促すためのその他の方策について、どう考えられるか。

(1) 普及啓発すべき内容

医薬品の適正使用による国民の保健衛生の向上に向け、その役割や性質等の基礎的な知識について消費者（国民）に普及啓発すべきであるが、その内容として次のようなものが考えられるが、どうか。

- ・ 医薬品の性質（作用と副作用等）
- ・ 正しい使用（用法・用量を守ること等）
- ・ 正しい保管管理
- ・ 適正使用による被害の救済制度
- ・ その他

(2) 普及啓発すべき主体

上記の情報を消費者（国民）に普及啓発する主体としては、次のようなものが考えられるが、どうか。

- ・ 厚生労働省（医薬品医療機器総合機構）
- ・ 製造販売業者の団体
- ・ 医薬品販売業者の団体
- ・ 地方自治体
- ・ その他

(3) 普及啓発の手段・方法

医薬品の適正使用について消費者（国民）に普及啓発する手段としては、次のようなものが考えられるが、どうか。

- ・ 店頭での普及啓発（口頭・文書）
- ・ 行政による広報を用いた普及啓発
- ・ 医薬品の製造販売業者による宣伝・広報を用いた普及啓発
- ・ その他

《参考》

1. 外箱及び添付文書の記載事項に関する規定

○薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)(抄)

(直接の容器等の記載事項)

第五十条 医薬品は、その直接の容器又は直接の被包に、次に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

- 一 製造販売業者の氏名又は名称及び住所
- 二 名称（日本薬局方に収められている医薬品にあつては日本薬局方において定められた名称、その他の医薬品で一般的名称があるものにあつてはその一般的名称）
- 三 製造番号又は製造記号
- 四 重量、容量又は個数等の内容量
- 五 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、「日本薬局方」の文字及び日本薬局方において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項
- 六 第四十二条第一項の規定によつてその基準が定められた医薬品にあつては、貯法、有効期間その他その基準において直接の容器又は直接の被包に記載するように定められた事項
- 七 日本薬局方に収められていない医薬品にあつては、その有効成分の名称（一般的名称があるものにあつては、その一般的名称）及びその分量（有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨）
- 八 習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品にあつては、「注意—習慣性あり」の文字
- 九 前条第一項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品にあつては、「注意—医師等の処方せんにより使用すること」の文字
- 十 厚生労働大臣の指定する医薬品にあつては、その使用の期限
- 十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第五十一条 医薬品の直接の容器又は直接の被包が小売のために包装されている場合において、その直接の容器又は直接の被包に記載された第四十四条第一項若しくは第二項又は前条各号に規定する事項が外部の容器又は外部の被包を透かして容易に見ることができないときは、その外部の容器又は外部の被包にも、同様の事項が記載されていなければならない。

(添付文書等の記載事項)

第五十二条 医薬品は、これに添附する文書又はその容器若しくは被包に、次の各号に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

- 一 用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意
- 二 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、日本薬局方においてこれに添附す

る文書又はその容器若しくは被包に記載するように定められた事項

三 第四十二条第一項の規定によりその基準が定められた医薬品にあつては、その基準においてこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載するように定められた事項

四 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第五十三条 第四十四条第一項若しくは第二項又は前三条に規定する事項の記載は、他の文字、記事、図画又は図案に比較して見やすい場所にされていなければならない、かつ、これらの事項については、厚生労働省令の定めるところにより、当該医薬品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語による正確な記載がなければならない。

(記載禁止事項)

第五十四条 医薬品は、これに添付する文書、その医薬品又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に、次に掲げる事項が記載されてはならない。

一 当該医薬品に関し虚偽又は誤解を招くおそれのある事項

二 第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けていない効能又は効果（第十四条第一項又は第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその基準を定めて指定した医薬品にあつては、その基準において定められた効能又は効果を除く。）

三 保健衛生上危険がある用法、用量又は使用期間

2. 「くすりと健康の週間」について

平成16年度「薬と健康の週間」実施要綱

1 目 的

本週間は、医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい認識を広く国民に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的とする。

2 実施期間

平成16年10月17日（日）から10月23日（土）までの1週間

3 実施機関

主 催 厚生労働省、都道府県、（社）日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会
後 援 文部科学省、（独）医薬品医療機器総合機構、日本製薬団体連合会
（社）全日本薬種商協会、（財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター
全国配置家庭薬協会及び全国医薬品小売商業組合連合会

4 実施事項

(1) 総 論

医薬品及び薬剤師の役割についての正しい知識を消費者の間に普及させるため、次の事項に重点を置き、主催者は相互に緊密な連絡を取り、後援者の協力を得てそれぞれの実情に即した運動計画を策定して実施するものとする。

特に医薬分業が各地域で円滑に推進されるように、薬剤師が行う服薬指導や薬歴管理の大切さを一人でも多くの国民が実感できるように、ポスター等啓発資材を用いて積極的な運動を展開するものとする。

ア 医薬品はその性質上、医師、薬剤師等専門家に相談して使用すべきことを周知徹底させること。

イ 医薬分業は、薬剤師の薬歴管理、服薬指導を通じて、服用薬の相互作用等の有無の確認、医薬品使用に対する正しい理解を促進することにより医療の質の向上を図ろうとする趣旨であり、これについて周知徹底させること。

ウ かかりつけ薬局は重複投与や相互作用の確認等により、医薬分業の質をより一層高めることが可能であることから、これについて周知徹底させること。

エ 医薬品については、使用時期、使用量、使用方法などを守り、使用上の注意を十分に参照して、正しい使用を周知徹底させること。

特に高齢者については、肝・腎機能低下のため副作用が起りやすく、複数の診療科受診による重複投与、相互作用又は記憶力・注意力低下による誤用等の問題があることから、なお一層医薬品の正しい使用を周知徹底させること。

さらに、患者への情報提供を徹底するために、薬剤師の側からの患者に対する声かけが重要であり、これについて周知徹底させること。

オ 医薬品は、光、熱、湿気などによって、品質の低下を招くことがあるので、一定の状態で保存する必要があることを周知徹底させること。

カ 医薬品は、子供の手の届く所へ置くなど不注意な取扱いをすると思わぬ事故の原因となることを周知徹底させること。

キ 薬剤師の医療及び公衆衛生面における活動の現状に鑑み、薬剤師の役割についての正しい知識を周知徹底させること。

ク 本週間の目的を踏まえ、次の事項についても積極的な推進に努めること。

(ア) シンナー、覚せい剤等の恐ろしさを周知させ、特に青少年に対する薬物乱用防止の啓発活動を展開する。

(イ) 地域住民に対し、献血への理解を求める普及啓発を行う。

ケ 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度の周知徹底を図ること。

(2) 厚生労働省及び(社)日本薬剤師会における実施事項

ア 広報機関等による啓発宣伝

(ア) 厚生労働省及び(社)日本薬剤師会は、自己の広報機関を十分に活用するとともに、各種の報道機関に対しても資料を提供すること等により積極的な協力を求めて、本週間の趣旨の普及徹底を図る。

(イ) 厚生労働省及び(社)日本薬剤師会は、薬事関係団体及び製造業者の協力

を得て、当該製造業者のテレビ、ラジオの提供番組又は新聞等の広告紙面を利用して、本週間の趣旨の徹底を図る。

イ 印刷物の作成配布

厚生労働省及び（社）日本薬剤師会は、広報資料として「薬と健康の週間」に関するポスター、リーフレット等を作成して都道府県、都道府県薬剤師会等に配布する。

ウ 薬事功労者の表彰

厚生労働大臣は、薬事功労者を表彰する。

（３）都道府県及び都道府県薬剤師会における実施事項

ア 広報機関等による啓発宣伝

都道府県及び都道府県薬剤師会は、自己の広報機関を十分に活用するとともに、各種の報道機関に対しても資料を提供すること等により積極的な協力を求めて、本週間の趣旨の徹底を図る。

イ 各種催し物等の実施

（ア）都道府県知事は、薬事功労者、優良薬局を表彰する。

（イ）都道府県及び都道府県薬剤師会は、講演会、座談会、映画会、医薬品相談所、展示会等の催し物を開催して本週間の趣旨の徹底を図る。

（ウ）都道府県及び都道府県薬剤師会は、教育委員会を通じて学生生徒に対し、学校薬剤師による薬の正しい使い方についての講演会等を実施することにより本週間の趣旨の徹底を図る。

（エ）都道府県及び都道府県薬剤師会は、関係団体の協力を得て座談会等を開催し、家庭の主婦に対し薬の正しい使い方について啓発宣伝を行う。

（オ）都道府県及び都道府県薬剤師会は、老人クラブ等の協力を得て薬の相談会等を開催し、高齢者に対し薬の正しい使い方について啓発宣伝を行う。

（カ）都道府県薬剤師会は、薬剤師の社会的役割について啓発宣伝に努める。

（キ）都道府県薬剤師会は、医薬品、化粧品等の検査を行うことを通じて、薬剤師の活動分野を紹介する。

（ク）都道府県薬剤師会は、医薬分業の推進について小地区ごとに薬剤師会、医師会、歯科医師会の懇談会を開催し、その実現に努める。

（ケ）都道府県及び都道府県薬剤師会は、薬局及び医薬品販売業の適正な在り方及びその社会的な役割について関係者に対する指導研修を行う。

（コ）都道府県及び都道府県薬剤師会は、本週間の趣旨の徹底を図るため、製造業者の協力を得て報道関係者の製薬工場の見学を実施し、その理解と協力を求める。

（サ）都道府県及び都道府県薬剤師会は、本週間の趣旨の徹底を図るため、病院診療所等の協力を得て報道関係者による医薬分業を実施している病院・診療所、薬局等の見学会を実施し、医薬分業への理解と協力を求めるようにする。

（シ）都道府県及び都道府県薬剤師会は、地域医療機関・薬局マップの作成、掲示に努める。

(ス) 都道府県及び都道府県薬剤師会は、関係者の協力を得て地域住民に対し、
献血への理解を求める普及啓発を行うとともに、シンナー、覚せい剤等の恐
ろしさを周知させ、特に青少年に対する薬物乱用防止の啓発活動を展開する。

ウ その他

この要綱に掲げるもののほか、各種関係団体と連絡を取り、相互に協調し、
それぞれの実情に即した運動を実施するようにする。